

# 木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年5月7日

木曾岬町農業委員会

## 木曾岬町農業委員会会議録

令和2年5月7日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 岡村 昇  
2 番 平松 和憲  
4 番 花井 豊彦  
5 番 山田 徳仁  
7 番 岡村 なつ枝  
8 番 大橋 光則  
9 番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

3 番 伊藤 正人  
6 番 藤井 保之

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

白木 斉  
佐藤 義博  
伊藤 敏則  
伊藤 浩二

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について  
議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について  
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、3番の伊藤正人委員と6番の藤井保之委員の2名です。

よって出席委員は、農業委員7名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、花井豊彦委員、山田徳仁委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について

以上の4議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページの「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については畑1件 ■■■ m<sup>2</sup>です。

事項書3ページの1番の所有権移転については、■■■■■、地目 畑、地積 ■■■ m<sup>2</sup>の1筆です。譲渡人は■■■■■、譲受人は■■■■■

で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布致しました「令和2年5月7日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が  $\text{m}^2$  で、田が  $\text{m}^2$ 、畑が  $\text{m}^2$  となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は田で水稻等が  $\text{m}^2$  で、畑がキャベツ等で  $\text{m}^2$  です。

機械の所有状況は、 $\text{m}^2$  です。

農作業に従事する者としては、 $\text{年}$ の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、 $\text{名}$ の  $\text{名}$ で農作業経験もあり、申請地までの距離は  $\text{km}$ 内で移動時間は車で  $\text{分}$ 以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

農作業に従事する者の氏名は： $\text{氏名}$  歳、主たる職業： $\text{職業}$ 、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数： $\text{日}$ 、 $\text{日}$  歳、主たる職業： $\text{職業}$ 、権利取得者との関係：妻、農作業への年間従事日数は  $\text{日}$ 、 $\text{日}$  歳、主たる職業： $\text{職業}$ 、権利取得者との関係：子、農作業への年間従事日数は  $\text{日}$  です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、 $\text{m}^2$  です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出

来ないこととなります。

「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は1件、田、1筆、 $\blacksquare$   $\text{m}^2$ です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は所有権移転、申請地が  $\blacksquare$   $\blacksquare$ 、地目 田、地積  $\blacksquare$   $\text{m}^2$ で、譲渡人は  $\blacksquare$ 、譲受人は  $\blacksquare$ です。

当該申請は農家住宅建築用地としての転用で、隣接地の状況は、北が排水路、南と西が道路、東が宅地となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して北側水路へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、500m以内にこども園及び駐在所があり、南側の町道に下水道管があり、西側の農道に上水道管が埋設されていることから、農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考え、転用可能と判断させていただきます。

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」ですが、利用権の設定に係るもの貸付人1戸、借受人1戸の、筆数が9筆で、面積は  $\blacksquare$   $\text{m}^2$ と、所有権移転に係るもの譲渡人1戸、譲受人1戸の、筆数が12筆で、面積は  $\blacksquare$   $\text{m}^2$ です。

次に8ページの整理番号 001 の利用権の設定を受ける者は  $\blacksquare$ 、利用権の設定を行う者が  $\blacksquare$ で、地目、田の面積が  $\blacksquare$   $\text{m}^2$ の9筆です。利用権等の存続期間、設定期間は  $\blacksquare$ 年間で、作物は水稻で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり  $\blacksquare$ キロの物納となります。

次に10ページの整理番号 002 番の所有権移転を受ける者は  $\blacksquare$ 、所有権移転をする者が  $\blacksquare$ で、地目、田の面

積が■■■■■㎡の12筆です。

所有権移転の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、所有権移転各筆表から、譲渡価格は10a 当り約■■■■■円、合計で■■■■■円となっております。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、事項書12ページ「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」説明をさせていただきます。

農地法第3条第2項第5号に定める下限面積の設定につきまして、下記のとおり設定するものであります。

下限面積につきましては、農地法第3条にて農地の所有権移転や賃貸借権設定の際に要件となる下限面積であり、平成21年の農地法改正に伴い市町村の状況に応じて設定できることになったものであり、当町では、別段の面積を設定せずに農地法における面積50aを必要要件とし、現在に至っていますが、この下限面積につきましては、毎年、検討し総会で決定のうえホームページ等で公表することとなっているものであります。

(1)の農地法施行規則第17条第1項の適用については、同条同項第3号において設定する面積未滿の農地を耕作している人数が40%を下回らないように算定されるものとされていることから、2015農林業センサスで、当町の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えて50アール未滿の耕作農家が1割以下で40%を下回っているため適用されませんので、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

また、(2)の農地法施行規則第17条第2項の適用については、耕作の目的に供されない農地等が相当数存在したり、50アール未滿の農家数が増加して農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合の、いずれにも該当する場合も下限面積を設定できますが、当町の場合には耕作放棄地率は1%に満たない現状であるため、別段の面積を設定せず、現行の下限面積50アールの変更は行わないこととするものであります。

なお、参考に町ホームページで公表する様式を事項書の13ページに添付させていただいておりますのでご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7時17分 ]

( 申請書回覧 )

議 長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

〔 開会 午後 7時22分 〕

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の「白木斉委員」をお願いします。

白木 斉 特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
次に農業委員の「岡村 昇委員」のご意見ををお願いします。

岡村 昇 白木委員と同じく、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きますが、農業委員の「伊藤正人委員」が本日欠席していますので、推進委員の「佐藤義博委員」のご意見ををお願いします。

佐藤義博 農振除外の手続きがされた案件であり、特に問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。  
ただいま担当推進委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見等なし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

続きまして「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」、原案に賛成の方は挙手願います。

( 挙手全員 )

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第4号 農地法第3条第2項第5号に定める農地の設定について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

次に事項4の報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

以上2報告事項について事務局の説明を求めます。

事務局

事項書14ページをご覧ください。「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件については畑1件 ■ m<sup>2</sup>です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから

届出を受理しました。

15ページの番号1番について、届出人は[ ]です。届出地は平成4年に住宅敷地の一部として利用され農地法の手続きがこれまでされてきませんでしたが、隣地の譲渡を受ける手続きの際に農地法の手続きがされていないことが判明しこの度の届出となったものであり始末書も添付されております。

なお、隣接地の状況は、東側と北側が自己所有地、西側が道路、南側が譲渡予定の畑となり、雨水排水は、既設の集水桝により東側と西側の道路側溝へ排水されています。

書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。受理年月日は令和2年4月20日です。

続いて事項書16ページの「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」説明をさせていただきます。本件につきましては、届出件数は1件、畑で1筆、[ ]㎡です。

本件で転用しようとする土地につきましては、市街化区域内農地であることから届出を受理しました。

17ページの番号1番について、譲渡人は[ ]で譲受人は[ ]です。報告第1号の4条の届出の隣地です。

隣接地の状況は、東側と西側が道路、北側が4条の届出地、南側が畑となり、雨水排水は、既設の集水桝により東側と西側の道路側溝へ排水されています。

以上1番につきまして、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断されます。受理年月日は令和2年4月20日です。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりました。只今から届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分ご確認を賜りますようお願いいたします。

[ 休会 午後 7時28分 ]

( 届出書回覧 )

議 長

それでは、届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[ 開会 午後 7時33分 ]

議 長

それでは報告第1号について、ご質疑等がありましたらご発言願います。

( 特になし )

